

## 公益社団法人浦安市シルバー人材センター会員就業規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人浦安市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めるものである。

### (就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的取扱いを受けない。

### (仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

### (仕事の配分等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の同意を得るものとし、その決定事項を文書又は電磁的方法により記録するものとする。

また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了日又はセンターの指定する期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

### (健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受諾した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

2 会員は、年1回以上健康診断を受診して自己の健康状態を把握

するとともに、その結果を記録し、センターから提出を求められた時には、速やかに提出しなければならない。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当たり相互に次の点に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターへ届け出ること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
- (4) 就業に当たっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条に定めるもののほか、次の点に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、そのなかからリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
  - (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い、協力すること。
  - (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
  - (4) 就業会員が就業中に、負傷し、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは第10条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちに、リーダー、センター又は発注者に連絡を行うなど応急の措置をとるようにすること。
- 2 共同作業を効率的に行う必要が認められる場合は、会長が別に定める職域班の編成を行うことができる。

(就業の停止)

第8条 センターは、次に該当するときは、当該会員の就業を停止するものとする。

- (1) 就業が、その会員の健康及び福祉に反すると認められるとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
- (3) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき。

(傷害保険)

第9条 会員の就業中等における死傷病については、シルバー人材センター団体傷害保険約款の定めるところにより、補償するものとする。

- 2 傷害者、会員の家族又は共同作業会員は、事故後遅滞なく、その内容等をセンターに届けて指示に従わなければならない。

(損害保険)

第10条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、シルバー人材センター総合賠償責任保険約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、約款上の免責金額（自己負担額）が設定されている場合には、当該免責金額は会員の負担とすることができるものとする。

- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の保有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなどシルバー人材センター賠償責任保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

附 則

この規程は、センターの設立許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年1月25日規程第4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 27 日規程第 4 号）  
この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日規程第 1 号）  
この規程は、会長専決として令和 5 年 3 月 1 日から施行する。なお、理事会承認については、令和 5 年 3 月 29 日開催の令和 4 年度第 7 回理事会において行われたものとする。

附 則（令和 6 年 10 月 30 日規程第 4 号）  
この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。